改正後	改正前
第十一条　［略］ （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第十一条の二**　法第十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 ［新設］ **第十二条**　［略］	**第十一条**　［略］ **第十二条**　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

○経済産業省令第十号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年三月一日　　経済産業大臣　梶山　弘志

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（割賦販売法施行規則の一部改正）

第一条　割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者） **第百二十六条の二**　法第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により受託事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（日本アルコール産業株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本アルコール産業株式会社法施行規則（平成十八年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（株式交換又は株式交付に際しての株式の発行の認可の申請） **第四条の二**　［略］ 2　会社は、法第四条第一項の規定により株式交付に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一　会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所 二　株式交付に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項 三　株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割当てに関する事項 四　株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の株式を交付するときは、当該株式についての次に掲げる事項 イ　株式交付に際して譲り受ける新株予約権等の内容及び数又はその算定方法	（株式交換に際しての株式の発行の認可の申請） **第四条の二**　［略］ ［新設］